

○白岡市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

令和3年5月12日

教委告示第9号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく白岡市教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、必要な事項を検討するため、白岡市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。ただし、白岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 公募に応じた者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(令5教委告示1・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の傍聴)

第7条 委員会の会議の傍聴に係る制限等については、白岡市教育委員会会議傍聴規則（昭和61年白岡町教育委員会規則第1号）の規定に準ずるものとする。

(関係者の出席要請)

第8条 委員長は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴くこと又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(令5教委告示1・一部改正)

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日教委告示第1号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。